

役員等および評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名塩保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第2条 役員等が理事会及び評議員会に出席した時は、無報酬とする。

但し、その職務を行う行為に要する費用を支払うことができる。

- 2 評議員が、その職務のため、評議員会に出席した時は、報酬として日額5,000円を支給する。
- 3 施設の職員を兼務する役員等及び評議員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。